

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定によつて、東広島市所在の昭和池地区県営土地改良事業（ため池等整備事業）廃止計画を定めたので、この土地改良事業計画書の写しを次により縦覧に供する。

なお、この廃止計画について不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この廃止計画が定められたことを知った日（広島県知事に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する広島県知事の裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの廃止計画の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において広島県を代表する者は、広島県知事となる。）。

令和四年十一月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 縦覧期間

令和四年十一月十日から令和四年十一月三十日まで

二 縦覧場所

東広島市役所